

第七十二回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十四号

昭和四十九年三月六日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 稻村 佐四郎君

理事 塩川 正十郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 中村 重光君

理事 稻村 利幸君

小川 平二君

粕谷 茂君

近藤 鉄雄君

八田 貞義君

保岡 興治君

加藤 清政君

上坂 昇君

渡辺 三郎君

松尾 信人君

出席政府委員

通商産業政務次官 森下 元晴君

通商産業省生活産業局長 橋本 利一君

委員外の出席者

議員 左藤 惠君

議員 板川 正吾君

議員 野間 友一君

公正取引委員会事務局次長 利部 脩二君

品表示指導課長 堀 弘昌君

大蔵大臣官房審議官 旦 六郎君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

本日の会議に付した案件

伝統的工芸品産業の振興に関する法律案(佐藤 恵君外八名提出、第七十一回国会衆議院第六五

第一類第九号 商工委員会議録第十四号 昭和四十九年三月六日

号)

○濱野委員長 これより会議を開きます。

第七十一回国会、左藤恵君外八名提出の自由民主

主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明

党及び民社党の共同提案にかかる伝統的工芸品産

業の振興に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。岡田哲児君。

○岡田(哲)委員 この法案は国民からも非常に期

待をされているものだというふうに考えまして、

まず全面的に賛意を申し上げておきたいと思うの

であります。しかも、各党共同提案という形にな

りましたことについてたいへん御苦労された点に

ついて心から敬意を表したいと思うのでありま

す。

まず、この共同提案に至るまでの間、基本的立

場に立って、その発想、いかなる点からこの法案

の立案にかかり、その後どういうような経緯で進

んできたかという今日までの発想と経緯というよ

うなものについて、一度ここで明らかにしておい

ていただきたい、こういうふうに思います。

○板川議員 岡田委員にお答えいたします。

この伝統的工芸品産業の振興に関する法律案の

発想の動機、その経過というたいたいの御質問で

あります。実はこの法案が発想された動機とい

うのは、京都市や奄美大島などで伝統的な工芸

産業といわれるものが後継者難あるいは材料難、

そういうもので非常に危機に瀕してある。しか

も、こういう伝統的工芸産業というものは、いわ

ば手づくり的な産業でありますから、中小企業の

近代化促進法という政府の政策に乗りない、だか

ら、ぜひひとつ何となくして国の施策でこうした伝

統工芸産業を振興してほしい、こういう要望があ

ったわけでありまして、確かに私も考えてみま

すに、戦後物資が不足しておいた時代は、大量生

産、大量消費、こういうパターンはそれなりに国

民の需要を満たしてまいったと思うのでありま

す。しかし、戦後二十数年たちまして、経済も回

復をしてまいりますと、大量生産、いわゆる使い

捨て、こういう生活構造というものは何か単調で

味わいがなく、潤いがなく、こういう感じを国民

が持ってきたと思うのであります。それに反しま

して、この伝統的な工芸産業、工芸品といわれ

るものは、これは手づくりであって、使えば使うほ

ど愛着が増す、生活に潤いと豊かさを増す、こ

うものが国民の中から再認識をされてまいった

と思います。そしてこの伝統的工芸品に対する国

民の需要というのが非常に高まってまいったので

あります。

この伝統的工芸品産業というのは、公害もあり

ませんし、付加価値も高い、しかも零細な企業の

集団である、こういうことでありますから、何と

か新しい法律をもってこういう人たちの産業を振

興していくことが必要である、こういうふうにと

考えたわけでありまして、そして伝統工芸産業とい

うものを洗い直して、みがき直して次の世代に伝承

させていこう、こういう趣旨からこの法案を発想

するに至ったのであります。

また、その後の経過というのは岡田委員も御承

知と思いますが、七十一国会に社会党案として出

され、相次いで自民党案として同趣旨のものが提

案をされ、各党協議した結果、これは非常にいい

法案であるからわれわれも賛成しよう、こういう

ことで各党の合意を得て今日共同提案となってい

ったのであります。

以上、発想の動機と経過についてお答えをいた

しました。

○岡田(哲)委員 いまのお話で非常によくわかる

のであります。この第二条でいいます日常生活

に主として供されるもの、それから主要部分が手

工業的であること、さらに伝統的な技術または技

法により製造されるもの、伝統的に使用されてき

た原材料が主たる原材料として用いられる、こ

うふうにいわれているわけでありまして。

その中で、さらにここで明らかにしておくべき

だと思ひますのは、「日常生活の用に供される」

という点と、それから「伝統的」といわれており

ますこの「伝統的」という、この二点について

もう少し細部にわたって明らかにしていただきた

い、こういうふうになります。

○板川議員 この「伝統的」とは年代的にどう考

えているかという質問であらうかと思ひますが、

「伝統的」ということについていけば確定した

解釈もないのであります。しかし、この伝統的

工芸品産業の振興に関する法律の対象に考えてお

りますものは、少なくとも明治初年、徳川時代か

ら伝承されてきた工芸品産業、こういうふうにお

考えおきたい、こう思ひます。

それから「主として日常生活の用に供される」

というのはどういうことだろうか、私はこれは広

く解釈をすべきだと思ひます。たとえば大島つむ

ぎや京都の友禅や西陣の織物は、毎日着ているわ

けじゃないから日常生活の用に供されないんだ、

こういう解釈は実は成り立たないと思ひます。あ

るいはひな人形とかいうのも、これも一年じゅう

飾っておくわけじゃない。しかも、そういうものが

が使用されるときは日常生活の用に供される

わけでありまして。日常生活の用に供するとい

うのは、そういう意味で広く解釈をすべきだ、こ

う考えております。

○岡田(哲)委員 いま明治というよりは徳川時代

から、少なくとも明治前というふうな話がありま

したが、言うならば、ここ二百年以前とか、ある

いはいつからどこで境がきかちとする、そういう

ものではないというふうには理解をしておいてよろ

しいのでしょか。これは日用品と同じように、ある程度の幅を持たせながら十分審議会などで検討する、こういうふうな考えておけばよろしいのでしょか。

○板川議員 これは川上と川下のごときで、さきめるといふような意味でびしゃっときめるものではないかと思ひます。これは具体的に審議会がこの実態を調査しながらきめてまいる、こういうことにならうかと思ひます。

○岡田(哲)委員 次に、「一定の地域において少ない数の」といふふうなあげられておるのでありますが、この「一定の地域」といふのは、市町村単位のようなもので考えられているのか、この「一定の地域」といふのは一体どのような定義を持たれておるのか。「少なくない」といふあまり聞いたことのないことばですが、「少なくない」といふことが使われております意味するところを明らかにしておいていただきたい。

○板川議員 お答えいたします。

「一定の地域」とは、原則として市町村単位のものであつて、こういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

それから「少なくない数の者がその製造を行ない、」という点に対する御質疑であります。この伝統的工芸品産業の振興をする場合に主体となるものは事業協同組合等が中心であります。この事業協同組合は協同組合法等によりまして、発起人が四人以上という規定があるのであります。そういう点から考へて、非常に人数が少なくないものであろう。ここで予定しておりますのは、一定地域において少なくとも十企業、従業員一企業三人くらいとして三十人くらい以上が産業としての本法の振興の対象になり得る最低のところじゃないだらうか。しかし、これはまあ二十九人だったらだめかという議論にならうかと思ひますが、その辺は通産大臣なりあるいはこの審議会等においてさうきびしく解釈をすべきではないだらう、こういうふうな考へます。

○岡田(哲)委員 いま言われました中で、事業協同組合、協同組合連合会あるいは商工会という法人の点が触れられました。私ここでちょっと考へ方を聞いておきたいと思ひます。これは例を出しますが、たとえば全国書道用具生産連盟という中央組織がございます。この組織には各地域に支部がございます。その組織の支部の中に豊橋に毛筆組合という組合がございます。それが支部に加盟しているのです。販売をする側と生産する側と一緒に、用具の中に、全国組織に加盟してあるという形になっているのですが、これは中央組織も地方組織も任意法人でありまして、法でいう法人になっていないわけですから、こういう場合、あくまで法に基づく協同組合あるいは商工組合というふうな形がとられなければこれはだめということになるかどうか。しかも、これは長い間、明治中期くらいからずっと特殊事情がありまして、いま申し上げた毛筆組合というのができてきているのですが、あくまでこの規定でいきますと、いまのところ任意法人になっておる。こういうものは認められないということになるのかどうか、その辺についてお伺いしておきます。

○板川議員 お答えいたします。

この法律の振興の対象になるものは、地域的ないわば生産活動をしておる協同組合なりの法人を主としていたしておるわけでありまして。この流通関係の横断的な団体は、直接この法律の対象にはなりがたいものがあるという感じがいたします。しかし、この事業協同組合なりが流通関係も含めてどうしても振興計画を立てる必要があるということになれば、これは一緒にまとめて振興計画の対象になるというふうな考へるわけですね。それから、いま任意団体はこの法律の対象になるかという点であります。たとえばそれが必要であれば事業協同組合というもののいつても切りかえ得るものでありますから、こういう法人格をとった上でこの法律の対象になるというふうにしただけでは足りないだらうか。法人格を持たない任意団体にはならないというふうには私は解釈を

いたしております。

○岡田(哲)委員 いま板川議員の言われた点は、大体政府側もよろしいのでしょか。

○橋本(利)政府委員 ただいま板川先生から御指摘になりましたようにわれわれ理解しております。と申しますのは、この法律の第三条に「振興計画の作成等」という条項がございます。これの作成をする人としたしましては、協同組合等ということとで法人格を予定して表現いたしております。かたがた、振興計画の作成もさることながら、いろいろな補助金等をもって助成いたすわけでございます。そういう場合には、やはり法人格を持つていたかないと助成の対象として困難な場合もあるんじゃないか、かように考へております。

○岡田(哲)委員 さらにくどいようでございますが、もう六十年以上の長い歴史を持つた組合なんですから、いろいろな事情がありまして、たとえば任意法人でいままでずっと協同組合にできなかった、こういう経緯があるのですが、地域ではこの組織は厳然としてあるし、長い伝統を持っている。こういう場合でもあくまで法人にしなければこの法律の適用にはならぬ、こういうふうな受け取りなければいかぬのでしょか。

○橋本(利)政府委員 結論的には、やはり法人格を持つていただきたいということでございます。○岡田(哲)委員 ただ、私が考へることでござい

ますが、直ちに法人格が持てない、しかし、いろいろこの法律の適用その他の問題が起つてくる、地域においては、ある程度長い伝統を認められた、これはもう必要だというふうに出た場合には、一時的な措置としては大体やうていっていいのではなか、こういうふうな考へるのです。か、その辺はどんなものでしょか。

○橋本(利)政府委員 先生御指摘の御趣旨はよくわかるわけでございますが、法律上もやはり法人格を持つたものを対象としたして考へておるという点、指定にあたりましては、ある程度振興計画の内容というものを固めて、事前に指定の前に大体どういったことをやろうかといったことも固まっておる、あるいは地方公共団体もこれをバックアップするといったような態勢も確認した上でないと、第二条での指定というものは実現しないかと思ひます。したがいまして、私たちがいたしましては、そういう準備過程の間に法人化の準備をしておいていただく、指定までにそういう法人格を備えていただくということをお願いしたいと思ひます。

○岡田(哲)委員 次に、後継者育成の問題についてお聞きしたいと思ひます。

これはいま申し上げた筆の關係ばかりでもないと思ひますが、一つの養成所のようなものをつくらせてそこで大量に教育していくといううなことはなかなか困難でありまして、ほんとうに一対一の指導の中で、しかも三年くらいからないから商品としてものにならぬ、大体四年目くらいから独立した生産技術者になってくるように聞いているのであります。その三年間は、大体この方々の話を総合いたしますと、言うならば月に七十万くらいの養成費といふますか経費がかかる、それがいまのところ負担になってきておるといふ点からなかなか困難があると思ひます。これはこういう業態だけではないに、ほかにもたくさんあるのじゃないかと思ひます。そうである、一カ月か二カ月の訓練で身につけてくるというものは伝統工芸の中にはあまりないかもしれませんが、期間が相当かかると、しかもその費用がかかるというふうな点にかんがみますと、助成のしかたについて私は非常に格差が生じてくるのではないかと気がするわけでありまして。これはあくまで事業計画に基づいて審査をする、事業計画が通ればそれに基づいて援助策というものが出てくるのか、あるいはそういう細部にわたっての点については十分実情に沿ったところのもの考へられるのか、その辺について、後継者養成全般についての措置、そういうものについてお伺いしておきたいと思ひます。

○板川議員 この後継者の養成の問題ですが、この法案の趣旨を御理解いただければおわかりになるわけですが、伝統工芸産業というものを振興していく、そのためにはまず協同組合等でみずから振興計画をつくりなさい、その振興計画に対して地方の都道府県でもこれを大いに援助しよう、それを通産大臣の認可を受けて行なう、こういうたてまえになっておりますから、事業協同組合がまずこういう後継者対策を行なうんだというものを置かして、それに対して国なり県なりの援助の措置がある、こういう形になっておるわけでありまして、したがって、そういう後継者対策が必要だから、これはすべて国で負担してやっしてほしい、こういうことにはなっていない。また、すべて国の負担なりでやっっていくということでは、伝統工芸産業というものが民衆の生活の中にさらにはぐくまれ、受け継がれていくような状態にはならない、こういう感じもするわけでありまして、ですから、主体となる協同組合がみずからやりまして、県も国もこれに応分の援助をいたします、こういう形になっておることを御理解いただきたいと思います。

○岡田(哲)委員 最後に伺いたいと思っております。第十二条でいっております伝統的工芸品産業振興協会をつくる、これは全国を通じて一個の民法の規定による法人を設立する、こういうふうになつておるわけでありまして、これはどこへどういう形でどのようなものででき上がるのかということについてのもし腹案なり計画なりというものがおありになりましたら明らかにしておいていただきたいと思うのであります。

○岡田(哲)委員 政府といたしましては、関係の政省令の準備という点においては四月一日から可能でございます。ただ、具体的な指定なりあるいは各地域における振興計画の策定といったものはむしろ四月一日に施行になってから始めてもよろしいかと思っておりますので、期日としてはこれ十分かと考えております。

○橋本(利)政府委員 政府といたしましては、関係の政省令の準備という点においては四月一日から可能でございます。ただ、具体的な指定なりあるいは各地域における振興計画の策定といったものはむしろ四月一日に施行になってから始めてもよろしいかと思っておりますので、期日としてはこれ十分かと考えております。

○岡田(哲)委員 いま板川議員のほうから政府のほうでできるものでありましようというふうになつたのですが、政府側はある程度の構想といえますか、腹案といえますか、そういうものをお持ちでしょうか。

○橋本(利)政府委員 まだここで申し上げるほど腹案といったようなものは持っておりませんが、ただこの協会は、この法律を実施するにあたって非常に重要なファクションをつとめることに相なります。一方、全国一本での協会でございまして、全国ベースではたして合意に達するかどうか、特に業種なり地域によっていろいろな特殊事情もございまして、まず大前提として関係の業界が完全なるコンセンサスに到達する必要がある。その次には本法案の十三条に規定しておりますいろいろな業務を円滑に適切に実施し得る人材が得られるかどうか、あるいは資金面の見通しを十分立て得るかどうかといったようなことも勘案してやらなくちゃならないかと思っておりますので、やはり若干の時間が必要かと考えております。

○岡田(哲)委員 私の言ったのはそういうことでなしに、準備期間といいますが、四月一日から発動して、いろいろ手続をとって、この法律に基づいたものが実際に動くという時期はどのくらいと想定されているかということをお伺いしているのです。

○橋本(利)政府委員 要は業界でのいろいろな振興計画等の検討の進捗状況によるかと思っておりますが、早い地域にあっては二、三ヵ月後にはそういう具体的なアクションがとれるようになるかと考えております。

○岡田(哲)委員 終わります。

○渡辺(三)委員 いま岡田委員のほうから大体の質問がありまして私のほうでも解明された点がたくさんありますから、できるだけ重複しないように御質問申し上げたいと思っております。それから、通産省あるいは中小企業庁を中心としてお聞きしたいわけですが、一、二の点については提案者のほうにも御質問を申し上げますので、まず最初によりしくお願いしたいと思います。

○渡辺(三)委員 もちろんこれは地場産業といえは非常に広い範囲が入るわけですが、本法のいわゆる伝統的な工芸産業、こういうふうに限定されておらないわけですから、いまおっしゃった数が直ちにこの対象になり得る要件を備えているというふうにはもちろん思いませんけれども、やはり本法案を今後実施するにあたってはしっかりとした地場産業の実態ということが前提にならなければならぬと思っておりますので、さらにいまおっしゃったような形の詳細な調査をやっていたら必要があるのではないかと、こういうふうにお聞きわけです。

○橋本(利)政府委員 本件の調査につきましては生活産業局のほうで実施いたしましたので、私からお答え申し上げたいと思っております。

○岡田(哲)委員 政府といたしましては、関係の政省令の準備という点においては四月一日から可能でございます。ただ、具体的な指定なりあるいは各地域における振興計画の策定といったものはむしろ四月一日に施行になってから始めてもよろしいかと思っておりますので、期日としてはこれ十分かと考えております。

○橋本(利)政府委員 政府といたしましては、関係の政省令の準備という点においては四月一日から可能でございます。ただ、具体的な指定なりあるいは各地域における振興計画の策定といったものはむしろ四月一日に施行になってから始めてもよろしいかと思っておりますので、期日としてはこれ十分かと考えております。

○渡辺(三)委員 もちろんこれは地場産業といえは非常に広い範囲が入るわけですが、本法のいわゆる伝統的な工芸産業、こういうふうに限定されておらないわけですから、いまおっしゃった数が直ちにこの対象になり得る要件を備えているというふうにはもちろん思いませんけれども、やはり本法案を今後実施するにあたってはしっかりとした地場産業の実態ということが前提にならなければならぬと思っておりますので、さらにいまおっしゃったような形の詳細な調査をやっていたら必要があるのではないかと、こういうふうにお聞きわけです。

○橋本(利)政府委員 本件の調査につきましては生活産業局のほうで実施いたしましたので、私からお答え申し上げたいと思っております。

○岡田(哲)委員 政府といたしましては、関係の政省令の準備という点においては四月一日から可能でございます。ただ、具体的な指定なりあるいは各地域における振興計画の策定といったものはむしろ四月一日に施行になってから始めてもよろしいかと思っておりますので、期日としてはこれ十分かと考えております。

○橋本(利)政府委員 政府といたしましては、関係の政省令の準備という点においては四月一日から可能でございます。ただ、具体的な指定なりあるいは各地域における振興計画の策定といったものはむしろ四月一日に施行になってから始めてもよろしいかと思っておりますので、期日としてはこれ十分かと考えております。

○渡辺(三)委員 もちろんこれは地場産業といえは非常に広い範囲が入るわけですが、本法のいわゆる伝統的な工芸産業、こういうふうに限定されておらないわけですから、いまおっしゃった数が直ちにこの対象になり得る要件を備えているというふうにはもちろん思いませんけれども、やはり本法案を今後実施するにあたってはしっかりとした地場産業の実態ということが前提にならなければならぬと思っておりますので、さらにいまおっしゃったような形の詳細な調査をやっていたら必要があるのではないかと、こういうふうにお聞きわけです。

○橋本(利)政府委員 本件の調査につきましては生活産業局のほうで実施いたしましたので、私からお答え申し上げたいと思っております。

○岡田(哲)委員 政府といたしましては、関係の政省令の準備という点においては四月一日から可能でございます。ただ、具体的な指定なりあるいは各地域における振興計画の策定といったものはむしろ四月一日に施行になってから始めてもよろしいかと思っておりますので、期日としてはこれ十分かと考えております。

○橋本(利)政府委員 政府といたしましては、関係の政省令の準備という点においては四月一日から可能でございます。ただ、具体的な指定なりあるいは各地域における振興計画の策定といったものはむしろ四月一日に施行になってから始めてもよろしいかと思っておりますので、期日としてはこれ十分かと考えております。

○渡辺(三)委員 もちろんこれは地場産業といえは非常に広い範囲が入るわけですが、本法のいわゆる伝統的な工芸産業、こういうふうに限定されておらないわけですから、いまおっしゃった数が直ちにこの対象になり得る要件を備えているというふうにはもちろん思いませんけれども、やはり本法案を今後実施するにあたってはしっかりとした地場産業の実態ということが前提にならなければならぬと思っておりますので、さらにいまおっしゃったような形の詳細な調査をやっていたら必要があるのではないかと、こういうふうにお聞きわけです。

○橋本(利)政府委員 本件の調査につきましては生活産業局のほうで実施いたしましたので、私からお答え申し上げたいと思っております。

○岡田(哲)委員 政府といたしましては、関係の政省令の準備という点においては四月一日から可能でございます。ただ、具体的な指定なりあるいは各地域における振興計画の策定といったものはむしろ四月一日に施行になってから始めてもよろしいかと思っておりますので、期日としてはこれ十分かと考えております。

○橋本(利)政府委員 政府といたしましては、関係の政省令の準備という点においては四月一日から可能でございます。ただ、具体的な指定なりあるいは各地域における振興計画の策定といったものはむしろ四月一日に施行になってから始めてもよろしいかと思っておりますので、期日としてはこれ十分かと考えております。

○渡辺(三)委員 もちろんこれは地場産業といえは非常に広い範囲が入るわけですが、本法のいわゆる伝統的な工芸産業、こういうふうに限定されておらないわけですから、いまおっしゃった数が直ちにこの対象になり得る要件を備えているというふうにはもちろん思いませんけれども、やはり本法案を今後実施するにあたってはしっかりとした地場産業の実態ということが前提にならなければならぬと思っておりますので、さらにいまおっしゃったような形の詳細な調査をやっていたら必要があるのではないかと、こういうふうにお聞きわけです。

○橋本(利)政府委員 本件の調査につきましては生活産業局のほうで実施いたしましたので、私からお答え申し上げたいと思っております。

の適正な運営をはかるために、ぜひ地元の代表を入れてほしいという希望があるのでございますけれども、その点について、提案者側でどのようにお考えか、伺いたいと思います。

○左藤議員 お答え申し上げます。

審議会の構成につきましては、この法律をいよいよ実施するまでの段階において、その構成が十分検討されて定められることになろうと思っておりますが、いまお話しのように、国民や産地の業界の意見が十分反映されなければその設置した意義もないうえでありまして、当然そうしたことではなれない、そしてその上に深い学識経験に基づいた公正な意見が出されて初めて審議会の使命を果たすことができる、このように考えますので、私は二十五名の中にそうした意見が十分反映できるようにされるべきである、このように考えております。

○保岡委員 この法案については、作成の過程で閣下もしておりますし、またさきにお二人の先輩の委員のほうからいろいろ御質問があったようでございますので、法案についての御質問はこれぐらいにして、実は、この法案がおそらく保護の対象とするであろうところの奄美大島のつむぎが、諸状況によって非常に困難な状況に迫り込まれておる。そこでこれに関連して若干質問をさせていただきます。

昨年の二月以来、大島つむぎが急に停滞をいたしました。御承知のとおり零細な企業が多い産業でございますけれども、資金その他で困難をきわめ、大島つむぎの破綻になるのではないかと、いまだ心配されているわけでありまして。そこで、昨年の暮れに年末融資を考えていたで、二億ほど奄美大島関係のつむぎにも回していただいたのでありますが、年度末に何かさういった特別な手当をさらにしていただけないかどうか、通産省にお伺いをしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 大島つむぎにつきましては、ただいま先生御指摘になりましたような苦境に立ち至りつつあるということを承知いたしてお

ります。幸い、昨日、年度末金融が閣議決定になりましたので、そのワクの中で前向きに対処したいと考えています。

○保岡委員 ぜひよろしくお願いを申し上げます。

それから、いま申し上げた大島つむぎの不況の一つの大きな原因に、韓国で奄美大島のつむぎが織られて輸入をされておる。したがって需給のバランスがくずれて、これが大きな原因になっておるといふ見方があるわけでありまして。実際に、この間、京都のほうで韓国つむぎの販売が本場大島つむぎと並べて行なわれておりまして、その関係の広告が去る二月二十一日の京都新聞に出ていたわけでありまして、その内容として、「日本と韓国の合作」「染め加工・緋のしめ織の工程までは日本で、織りは韓国でいたします。出来ばえをぜひ一度ごらんください。玄人でも判別できない仕上りでございまして」ということで、両方並べまして、韓国つむぎのほうが約半分の値段で売られておる。

そこで、この韓国つむぎの出回りが昨今非常に奄美大島のつむぎに重大な影響を与えておるのでありますが、これは一つには、大島つむぎというのは非常に伝統的工芸品としての特性を備えて、手工芸の手づくりの工程が非常に多いわけですが、価格の大部分が労務賃に占められておる。そこで、韓国のほうが非常に賃金が安いために安くつくれる、こういうことでございまして。大体大島つむぎというのは、六カ月ぐらい使ったすべての工程をしなければ反がでさうならないというところで、しめから、染めから、あるいは染めも化染で染めたり、あるいは染めも一カ月ぐらいかかるというところで、たいへんな工程があるわけなんです。奄美大島では、御承知のとおり郡民平均所得というものが本土の半分にも満たない四九・一%という状態で、これはいろいろ立地条件その他隔絶外海離島であるということと諸産業

が起こりにくいということもありまして、生産性の低い農業とこの大島つむぎでもっておるといふ状況であります。

「委員長退席、田中(六)委員長代理着席」

そこで、この大島つむぎがもし韓国のつむぎに押されて衰退して減ってしまうと、十六万の人口を奄美大島は持つておるわけでありまして、非常に本土から離れて一種の独立の経済圏を持つておる、したがって、このつむぎがなくなってしまうことによって経済そのものが破綻してしまつて、その回復というものが非常にむずかしい状況にあるわけでありまして。

そこで、私たち奄美大島の地元の者がおそれているのは、ちょうど村山大島が韓国つむぎによって圧倒されて、産地でもうすぐにつくくる者がいなくなつて完全に消滅してしまつたという事実が現実にあるので、その二の舞いになってはいへんだということ、たいへん心配しておるわけでありまして。

そこで、いろいろな施策を今後政府としても考えていただかなければならぬわけでありまして、こういういった商法がたいへん今後横行してまいりまして過当な販売が行なわれると、国内の一部のそういった貧しい地域の者の生活のかたを奪って一部の者が利益をあげる、きわめて不当な結果になると、地元ではこういういった商法に対してたいへん怒りをぶつておるのでありますが、通産当局として、こういう事態に対してどのように対処していただけるか、その点を伺いたいと思ひます。

○森下政府委員 この立法の趣旨は、地域経済の発展に寄与する、そしてまた伝統的工芸品産業の振興をはかるということとを明記されております。韓国からのまぎらわしい大島つむぎの大量の輸入、これが奄美大島の経済を非常に圧迫しておるといふことを私も新聞で見まして実は非常に憂慮をしておるわけでございます。

にまぎらわしいような海外からの製品の輸入はたいへんな事態だと私は思っております。その内容につきましては、通関統計においていわれるつむぎ織物という区別がないために、数字的にどの程度入つておるといふことのお答えは実はできません。ただ、昭和四十八年度における韓国からの絹織物輸入は約八百七十七万平方メートル、前年に比べまして一〇〇に対して一三七という増加率を示しております。そのうち八〇%程度がしほりの加工の織物であるわけでございます、そのうちどの程度いま御指摘のような製品が入つておるか、これも実態を早急に調べていきたい、このように思っております。御指摘のように、やはり伝統芸術を守るためにも、私はこの法律が必要であらう、通産省としてもこれを守るために全力をあげていきたいと思ひ次第でございます。

○保岡委員 実は伝統的工芸品産業振興法案、これは国内の生産体制を強化することによって国際競争力というのをつくつていく、外国の製品に対抗できるものに体質をつくつていく、こういうことだろうと思ひますが、実際にいまお話を申し上げましたとおり、半分の値段で売られておる。実際に韓国でしっかりとしたものごとん大量に生産がなされてくると、結局は大島つむぎはつぶされて、もう再び日本人の手で何千年もかかって築いてきた技術というものが生かされて、品質も保証されて、そしてわが国が管理して、まさにこの法案の目的としているところの日常生活の用に、国民全般がいつまでもこの利益を享受できるという点が確保できない。単なる国内的な保護では間に合わないのではないかと、いまだ危機感があるのです。実際に韓国に業者が調べまわつていろいろ調査した結果によりますと、二、三年たてば大島つむぎが全く壊滅するだけの量が出回らんじやないだろうか。実際に村山大島つむぎは数年前の間に韓国つむぎに圧倒されて、いましほりの村山などは全部韓国のものでございまして。そういった切実な状況になっておるので、この伝産法は伝産法でその運用を適正強化しなければならぬ。

も、なおこういった商法を含めて、韓国つむぎの国内販売については、通産当局としても格別な緊急の御配慮をさせていただきたい。そのためには、何と云っても実情の把握というのが一番大事だろうと思ひますので、地元の実情を調査していただいて、なお韓国の状況等についても十分な調査が必要である。それがこの問題に対処する前提だろうと思ひますが、非常に緊急な課題でございますので、その点を通産当局にもぜひお願いを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、やはり国内的な保護だけではどうにもならないのではないかということから、地元としては貿易上の規制措置を何か考えていかなければ産地の懐減的な結果を見ることになるのではないかと、こういうことを言っておるのではありませんが、そういう状態でありまして、緊急関税あるいは相殺関税という国内経済産業が外国の輸入品によって非常に大きな打撃を受ける場合に適用できる関税の制度がある。この点について大蔵省としてこの適用が考えられないか、お伺いをしたいと思います。

○且説明員 お答えいたします。

ただいまの大島つむぎの保護に関しまして、緊急関税あるいは相殺関税がでないかという御質問でございますが、緊急関税に関しましては、ガットの関連におきまして、国内法におきましてもいろいろなきびしい条件が付されておるわけでございます。一つは、外国における価格の低落、その他予想されなかった事情によって輸入が増加する。それから二つには、国内の競合産業に重大な損害を与え、または与えるおそれがある。それから三つには、国民経済上緊急に措置する必要があるということでございます。

いまおっしゃいました大島つむぎの業界におきましてこれらの要件に該当しておるかどうかが、それらにつきましては十分調査をいたしたいと考えております。

なお、第二点の御指摘のございました相殺関税につきましては、いまの問題になります大島つむ

ぎにつきましては、たとえば外国、つまりこの場合韓国でございますが、その産業が政府から奨励金または補助金を得ておるかというふうなことが一つの要件になっております。その点につきましては、われわれいまだつまびらかにしておりませんので、この点につきましても十分調査をいたしたい、かように考えております。

なお、これらの緊急措置につきましては、対外的な問題もございまして、あるいは産業所管の通産省の問題もございまして、関係各省と十分相談してまいりたいと思っておりますが、まず調査をすることが第一段階ではないかと、かように考えておる次第でございます。

○保岡委員 いま大蔵省からお答えいただいたとおり、これは適用をぜひ考えていただくための資料収集というものがやはり緊急に必要ではないかと思ひます。実際にさっきも申し上げましたとおり、数年のうちに壊滅的な打撃を受けるかもしれない、こういう状況でございますので、法文にも損害要件として「重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合に」適用できるということになっておりますので、事前に、そういう結果を招来しないためにも、できるだけ早く韓国における大島つむぎの生産状況の把握等をしていかなければならないと思ひます。

実は韓国においては和製織物というものを産業振興の一つにあげてやっておりますような話も聞きます。これは大島つむぎだけでなく、西陣その他の高級織物にも関連してきていると思ひますけれども、こういった韓国の助成措置、こういったものもまた十分調べて、相殺関税等の要件に該当するか、よくお調べをいただきたい。したがって、何らかの必要な措置を緊急にとつていただけるよう要望を申し上げたいと思ひます。

なお、その調査の結果適用の可能性が出てくる、こういうことになりますと、相手国がある問題でございますし、後進国でございますから——後進国というか発展途上国でございますから、そういう国際的な配慮、外交上の配慮もしなければ

ならないと思ひますが、いきなりこの法律の適用ということではなくて、何らかの外交上の交渉の余地がないか、その辺のところについて大蔵省に伺いたいと思ひます。

○且説明員 いま御質問ございました点につきましては、いま大島つむぎ類似のものの急増が問題になっておりますので、これは必ずしも大蔵省の所管ではございませんが、外交ルートを通じまして、韓国政府と御協議いただくというようなことも一つの課題ではないかと思ひます。

先ほど申しましたように、絹織物、大島つむぎにかかります関税率は、ガットの協定税率になつておりますので、これに對しまして緊急関税を発動いたしますときは、ガットの規定によりましてその代償を提供しなければならぬというように問題もございまして、これらにつきましてもまた関係各省と協議する必要があるかと思ひます。その点申し加えます。

○保岡委員 従来この制度が適用されるのは非常に特別な場合を予定しておられるだろうと思ひますが、したがって、国際的な関係、その他手続はたいへんなことだろうと思ひますが、実際に壊滅してしまつてからではおそいので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから通産当局にお伺いをしたいのでありますが、実際にどの程度韓国つむぎが輸入されているのか、輸入実態がはっきりしないということでございます。そこで、この輸入数量の把握は大蔵省関税局のほうで所管されていると思ひますので、大蔵省のほうでこれが把握できないかどうか、お伺いをしたいと思います。

○且説明員 私ども大蔵省で作成しております通関統計によりまして、この大島つむぎのたぐいは、絹織物の分類の中に入つておるわけでありまして、その分類の中に細分がございまして、その中の一つの項目の中に大島つむぎが入つております。したがって、統計上はその柱には数量はわかるわけでございますが、その中で大島つむぎの分がどれだけかということは、直ちに明らかでないわけでございます。

私ども韓国産の大島つむぎに関しまして、先生の御指摘のような問題がございましたので、昨年の四月以来各税関に指示をいたしまして、この大島つむぎというふうな類似の表示をしてきております韓国からのつむぎにつきまして、手集計で集計をいたしてきておるわけでございます。その資料によりまして、昨年の四月から本年の一月までの全部の数量で、単位が平方メートルでございますが、十五万三千五百四十四平米の輸入がござい

ます。なお、先生も御承知のように、昨年の五月と十二月に税関に指示しまして、まぎらわしい表示につきましては、関税法で輸入を許可しないということになつておりますので、その細目をきびしくいたしました指示したのでございます。その結果であるかどうか、まださだかではございませんが、十二月には一万一千平米入つておりましたのが、一月には三千平米ということで激減をいたしております。ただ、これが一時的な要因によるものか、今後ともそれが続くのか、その点についてはなお検討してまいりたい、かように考えております。

○保岡委員 やはり大島つむぎに限らず、こういった伝統的な零細な企業が打撃を受ける輸入というものが今後出てくると思ひます。したがって、大蔵省当局も、やはりそういったものの個別的な輸入数の確保ということには、今後とも御努力をぜひお願いを申し上げます。

それから通産当局に、関税その他でもなかなか貿易上規制できないということになりますと、輸入制限ということも考えられるのではないかと、思ふのですが、そういったことについて対処のしかたがあるかどうか、お伺いをしたいと思います。○橋本(利)政府委員 御指摘の輸入制限につきましては、貿易全体からする観点あるいは他製品への波及あるいは資源問題を含めまして、国際協調といったような観点から慎重に検討する必要があるかと思ひます。ただ、まだわが国は加入を表明

いたしておりませんが、昨年末実質的に妥結を見ました繊維の多国間協定の中にも、かなりシビアな要件がついてはありますが、セーフガード条項も入っております。もちろんいま申し上げたような観点から整々に整動すべきではないと思ひます。

いずれにいたしましても、やはり先ほど来お話が出ておりますように、大島つむぎについての内外の実情を十分に把握することがまず先決だと思ひます。さような点から、私のほうにいたしましては、インボイス統計をここの一月からつむぎにつきましても細分して、月別に輸入数量が確認できるように手続を改めるべく準備をいたしてあります。あるいはその間必要とあれば国内の關係業界から事情を聴取するとか、あるいは現地を視察するとか、状況によりまして韓国の大島つむぎの生産状況、こういったものにつきましても精査したい、かように考えております。

○保岡委員 いま局長から御答弁いただいた点、まさに地元が火急のこととして望んでいることであります。ぜひよろしく御願いを申し上げます。

それから公正取引委員会のほうにお伺いをいたしますけれども、韓国つむぎに、本場大島とか、奄美大島つむぎとか、こういう名前を冠して輸入をしてはならないという取り扱ひをすることにいたしましたという関税当局のお話があったわけでございますけれども、単に大島つむぎと書いてある韓国つむぎについては、何らかの国内販売の点からの規制ができないか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○利部説明員 ただいま御指摘の韓国で製造され、あるいは一部だけ国内で製造されたものでも、実質的に韓国で製造された大島つむぎに、韓国で製造された旨が明示されていない場合には、公正取引委員会が所管しております景品表示法に抵触することになります。景品表示法第四條第三号の規定に基づきまして、昨年十月十六日に、商品の原産国に関する不当な表示を指定する、そういう措置をとりまして、これが本年の五

月一日から施行されることとなります。したがって、五月一日以後は、御指摘のようなものは景品表示法に抵触するものとして取り締まることとなります。

○保岡委員 そうすると、もう一点伺いたいと思うのであります。韓国つむぎと銘打って販売している韓国で生産されたつむぎについて国内販売の規制ができないかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○利部説明員 いまのような御指摘の点でございますが、韓国産であることが明示されておりました、それがつむぎというものに値するものである限りは景品表示法には抵触しないこととなります。

○保岡委員 そうすると、もう韓国つむぎと書いてあって、その名のとおりのものであれば、国内法上販売の取り締まりはできない、こういうことになりまして、やはり外国との關係もたいへん大事で慎重にやらなければなりません。先ほど申し上げたようなあの隔絶海外離島で十六万も人口のある大島の経済をささえておる大島つむぎがつぶれてしまふ。つぶれてしまふのは何にもならないので、やはり水ぎわの規制というものが相当重要で緊急であるということになると思ひます。そういう意味で、先ほど来熱心な御答弁をいただいて感謝をしているわけですが、ぜひよろしく御願いを申し上げます。

なお、先ほどデパートのことをお話ししたわけでございますが、今後こういうことがたびたび出てくると、まがいものを売ったり、あるいは不当に比較をしたりという不正な取引もあるいは予想されるわけでありまして。そういう意味で、このデパートは藤井大丸という京都のデパートでありまして、このデパートをはじめ、そういう点があれば、そのつと事情を聞いていただいて、その状況の把握をして、適切な指導をしていただきたいと思うのですが、この点について通産当局にお伺いをしたいと思います。

○森下政府委員 この件につきましては早急に調査をいたしたいと思ひます。よく御趣旨を体し

して、奄美大島における大島つむぎの保護育成のためにつとめていきたいと思ひております。

○保岡委員 たいへんありがとうございます。質問を終わります。

○田中(六)委員長代理 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。加藤清二君。

○加藤清二委員 お許しを得まして、ただいま保岡さんの質問に関連して、二、三点だけ御質問を申し上げたいと存じます。

保岡さんの伝統工芸を守りたい、郷土の産業を守りたいという切々たる訴え、私、感激して聞いておりましたのですが、実はこのことは、かく申し上げておきます私が、本委員会で何度申し上げたかわからないことなんです。同時に予算委員会でも、韓国に対して、有償無償八億ドル、プラス四億ドルの補償が行なわれるときに、あの時点において何度もこのことは警告を発しておいたことなんです。同時に、その当時の大臣は、すべて口をそろえて、ごもっともでございますから、これに対して適当な処置をいたしますと答えになつておる。しかし、その後一度も対策は立てられておりません。

そのゆえにこそ、大島もさることながら、しほりのこととは、もう全国消費の八割は韓国ものに化けてしまつておる。京都の西陣がまたしかりなんです。つむぎの場合も村山はつぶれたという。田中総理大臣の郷里の十日町のつむぎもそうなんです。結城のつむぎもまたしかりなんです。ほとんど壊滅寸前になっておる。したがって、私は要点として、第一、いま保岡さんからも提案がありました関税の問題、第二、数量制限の問題、第三、産出国の明示、この三つについて何度も申し上げたのです。特に数量制限に至っては、アメリカが日本の繊維を制限するということをのまざるを得ないとするならば、その道理がよろしいとするならば、返す刀で発展途上国から追い上げてきている日本への輸入を同じ原理でもって制限をすべきであるということを宮澤通産大臣、田中通産大臣にもちゃんと申し入れがしてある。書面を

もって申し入れがしてある。努力いたしますと答えになつておる。いまだにそれが行なわれていない。国籍を明らかにする問題については、もう公取の委員長が何代もかわりました。何代も前から同じことを言われておる。

それから、せめて日本のしほりや日本の大島の反末に、これが本物の日本のものであるという表示をしてはいかかという提案をしたところ、それが独禁法に抵触するからいけないということで、名古屋の公取の出張所はこれを禁止した。そういうばかげたことはあり得ないと、この席で再質問に立ちましたところ、ごもっともでございますから、検討し、努力しというお答えがあったまになつておる。

なぜ私は国籍を明らかにしなければならぬかといへば、いま保岡さんからも話がありました。公取、デパートではその表示をしている。公取、よく聞いてもらいたい。その証拠を申し上げましょう。たとえば韓国しほり、日本オール消費の約八割は韓国のもので、韓国産と表示のしほりがデパートで一個でも売られておりますか。私はここへ実物を持ってきて見せて、さあ区別してごらんないというところまでやったのです。公取の委員長さえ区別ができない。通産大臣でさえ区別ができない。消費者が区別できるはずがない。うそのものが売られていることは、朝鮮ノリ、これと同じことなんです。日本ものに化けておる。したがって結果はどうか。消費者がにせものをかまされて、質のよい日本しほりや日本つむぎの評判までが悪くなつておる、こういう事実がある。

もう一度念を押しておきます。輸入商だけがもうけて、はつきりいへば、二社五綿、伊藤忠、丸紅、江商、岩井産業等々がもうけて、国民がにせものをかまされて、いまや育てなければならぬといっている日本の伝統産業が壊滅に瀕している。この具体的事実はそのうきょうではございません。しほりはもう十年も前から始まっている。次が大島なんです。大島ももう村山

はつづれました。こういう具体的事実をつかんでも、なお政府、公取はそれについて適当な処置ができないとなれば、怠慢以外の何ものでもない。したがって、もう一度申し上げます。関税の問題、数量制限の問題、国籍を明らかにする問題等々について、検討を進めた結果、でき得るならば国会中に御答弁を願いたい。

以上です。

○森下政府委員 加藤先生からは、十年來たびたびこの点につきましては御指摘いただきました。ただいまの御発言の内容、われわれ意を体しまして、特に奄美大島のつむぎ、その他の繊維製品保護育成のためにつめていきたい。また、この国会中におきまして、ただいま御発言のありました資料、通産関係必ず整えて御報告させていただきます。

○田中(六)委員長代理 野間友一君。

○野間委員 本法案については私も提案者になっておりますので、主として運用等の面について政府にお伺いをしたいと思うのです。

伝統的工芸品産業については、現在きわめて多面的で重要な問題を持っております。先ほどいろいろ出ておりましたけれども、たとえば労働力の確保の問題、原材料確保の問題、流通過程の整備、大企業等の支配排除の問題、それから外国からの類似した競合商品の流入の問題です。これは単に通産行政にとどまらずに、政府として抜本的にこれらの問題について考え、対処していかなければならない。これらの問題については、現在まで政府の施策はほとんどないにひとしい、そういう状態が続けられてきた。

そこで、議員立法ということで私も超党派でこれを提案しておるわけでありましかれども、いま申し上げた幾つかの問題等について、これらを抜本的に検討して解決をはかる方向で積極的に進める、こういう姿勢があるのかないのか、まずお伺いしたいと思います。

○田中(六)委員長代理 議員長着席
○橋本(利)政府委員 ただいま御指摘になりました

た諸点につきまして、本法案の提案ということとを契機にいたしまして、前向きに対処したいと考えております。

○野間委員 指定の問題についてお尋ねをしたいと思います。

法案の第二条第一項、通産大臣は審議会の意見を聞いて指定する、さらに同条第三項において、通産大臣に対して都道府県知事を経由して申し出ることができ、こういうふうにならねば仕組みをつくったわけでありましかれども、これについて大臣の指定、それから申し出による指定、これに対しては全く差別をせずにと申しますか、平等に扱う。これは特に予算の関係がありますので、抜けたものについて申し出があるといった場合も平等に慎重に扱う、こういう態度で臨むのが当然だと思ひますけれども、この点確認しておきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 ただいま御指摘の線を取り扱いたいと考えております。

○野間委員 指定についてあと一点お聞きしますけれども、この指定手続上審議会の果たす役割りが非常に大きい。そこでこの審議会の構成について学識経験者云々の条文があるわけですが、これも、業界の代表あるいは実際に生産に携わっている職人の代表の意見、こういうのを広く正確に反映させる、こういうことがどうしても必要になってくるわけでありましかれども、そういう意味におきまして審議会の構成メンバー、これらに熟練労働者、職人の代表あるいは業界の代表というものをぜひ加えるべきであると思ひますけれども、これについて政府側ひとつ答弁願ひたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 審議会の構成につきましては、本法が実施されるまでに十分検討したいと考えておりますが、御指摘のように、一般消費者と申しますか、国民のほかに、産地の業界を代表する人を取り入れたい、また公正中立な意見が出ますように、学識経験者も参加していただきたいと考えております。

○野間委員 現地の熟練した宝のような従業員、これをぜひ加えるべきだということを重ねて要望しておきます。

それからこの審議会に對しまして、個々の事業者からの意見の提出があった場合、これを検討するということな体制も組むべきでないかというふうな考えもあつたけれども、この点について、このような措置をするような審議会にしてほしい、こう思ひますけれども、通産省、この点についてお答え願ひたいと思ひます。

○森下政府委員 広く意見を聞くべきであると思ひております。ただいま先生御指摘のように、そういう方々の御意見が十分反映できるようにしたいと思ひております。

○野間委員 次に、振興のための施策について若干のお尋ねをするわけですが、技能者の確保ですね、これがいまきわめて深刻な事態に立ち至つておる、非常に重要な問題であるということでは先ほどからもいろいろ出ておりましたけれども、京都でやられておるように、一定年数以上の熟練労働者、これに対しては国から年に一定額の功勞金を出す、こういうようなことをぜひやる必要がある、このように思ふのです。この法案作成の過程において、その点についていろいろ論議をいたしました。その結果四条の中で、たとえば一号それから八号、特に八号の場合、「老齢者である従事者、技術に熟練した従事者その他の従事者の福利厚生に関する事項」この中に当然含まれるべきだというふうには私は考えているわけですが、四十九年度の予算の中には、残念ながらこれがなく、取り上げられ、ぜひこれを積極的に検討し、取り上げるといふような用意があるのかないのか、通産省にお聞きしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 ただいま御指摘になりました老齢で、また熟練の従事者に対する対策をどうするかというところは、第四条の八号に、振興計画の内容として取り上げられておるわけでございします。この問題は、また一面からいいますと後継者育成対策にもつながる問題であるかと私は考

えておるわけでございしますので、そういった観点から、当方としてもいろいろ調査の上、審議会の場で前向きに検討していただきたい、かように考えております。

○野間委員 ぜひこの点は、地方自治体でもやっておることですから、国としてこの実現のために審議会で積極的にそれを提起してもらつて実現できるように強く要望しておきます。

次に、原材料の確保の問題についてお聞きします。

近來、生糸あるいは木材、竹材それからウルシ、農産物とかあるいは林産物である原料が異常に不足しておる。このことが伝統的工芸品産業、この振興にとって大きなネックになっておるといふことは言うまでもないことであります。特に、たとえば私の出身地である和歌山におきまして、ペラ釣りの釣りがおあるわけですね。これは橋本市においてあるわけですが、ここには国有林へ入りましてその材料を切つてくるわけですが、林野庁がなかなか入ることは入れておるわけでありましかれども、いろいろな手続を要求しまして、手続してから二カ月も三カ月もかかるなければ山に入れない、あるいはこれはかなり精選された原材料ということになりますと、それがだんだん枯渇して行く。大体同様のものが、全国にどこにどういふものがあるかというふうなことも含めまして、これら原材料不足、この原材料確保について、国は積極的にこの法案の意を体してやらなければならぬ、こういうふうな思ひかけです。これについてひとつ前向きな答弁をぜひお願ひしたいと思います。

○橋本(利)政府委員 伝統工芸産業の原材料といひましては、一般的に天然のものが多くいふ実情でございします。かような天然原材料につきましては、その円滑な調達をはかる必要がございします。さような観点から、政府といたしましては今後天然原材料の自給状況あるいは賦存状況といったものを調査した上、審議会の場で前向きに検討してまいりたいと思ひます。

○野間委員 そこで一つ具体的なお願いなんです、いま指摘を申し上げた釣りのシノダケで、これについて農林省のほうに、もしそういう障害があるなら、これを積極的に産業を振興するといふ点から、原材料確保の面において支障のないようにしたい、こういう調査をして、要請をしていただきたい、こう思いますけれども、いかがですか。

○橋本(利)政府委員 ただいまお答えいたしました作業の一環としてその問題も取り上げたい、必要に応じて関係省庁にも申し入れをいたしたいと思ひます。

○野間委員 次に、原材料の価格の問題についてお聞きしますけれども、先ほど申し上げたように原材料が非常に不足している。同時に価格の値上がりも著しいといふことは言うまでもないことである。そこで原材料についての価格の推移、これらを調査して、そして異常な値上がりがあったような場合には、特に念入りの調査をした上で、行政指導等によってその価格の引き下げをはかる、こういう方向をぜひとるべきだといふふうに思ひますけれども、この点について答弁願ひたいと思ひます。

○森下政府委員 原材料の購入は、コストとまた売り値等で非常に大きな影響を及ぼすものでございます。そういうことで、先ほどお話しございましたシノダケその他木竹、こういうものは、たとえ国有林でございませうと地場産業育成のために特売の規定があるように私聞いておりました、そういう面で特売方法等によって原材料が安く入つて、そしてその産業が育成されるように、そういう面でも農林省と相談して、この法の趣旨が十分生かせるように努力をしていきたいと思つております。

○野間委員 特に私の知っている一つの例にジャカード用の紙の値上がりかひどいといふことを聞いておるわけです。これなど製紙会社のほうを調べてみますと、千載一遇の値上げといふようなことも私ども調査では明らかになっているわけでは

す。そこで、これが非常に値上がりしますと、現にいま申し上げたようにやっていると困るわけですが、これによって原材料の入手が非常に困難である、こういう事態が京都では起こつておる。これが織り屋さんにしてもあるいは紋彫り屋さん、これらにしても、いま非常に深刻な事態におとしいられておるわけです。これらについてぜひ一度現地に当たつて調査していただきたい。これは地元と申しますか、京都からの要望もありますので、また私もいろいろ御指示したいと思ひますので、ぜひ調査していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○橋本(利)政府委員 実情調査をいたしました上で、必要とあらば行政指導も講じたいと思ひます。

○野間委員 次に、基金の問題についてお聞きしたいと思ひます。

現在、幾つかの事業者団体において振興基金を設置し、または設置しようとしていま動いておるところがずいぶんあるわけですね。ところがその事業者が、その基金に出損金を出しても、これは損金勘定にはならない、多大な税金がかかるという事で非常に困つておるわけです。不況対策などでこれは個人に還元されるものでありますから、大蔵省のほうではこれはだめなんだ、こういうことがいわれておるわけです。私たちもこの法案を練る段階で、基金制度の問題についてかなり検討したわけでありませうけれども、これについても、その審議会の中で、伝統的工芸産業を振興するといふ観点から、基金制度を積極的に取り上げて、そして税制上の措置がとれるように、ぜひ審議の素材にしていただきたい、このことを要望したいと思ひますけれども、これについてお答え願ひたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 御指摘のように、業界で市況安定のためにそういった基金構想を持っておるという事自体は非常にいいことかと思ひますが、ただ税法上の問題になりますといふいろいろな制約がございまして、ただいま先生が御指摘になりましたように、たとえば積み立て金として出した

金を拠出した企業がまた請求することができるといふような場合には、税法上のいふところ損金扱いしておらないといふことが実情かと思ひます。ただ、いろいろな具体的な構想、それぞれケースごとに若干の差異があつてしかるべきかと思ひますし、そういった各般の基金構想を参考にいたしまして、審議会の場で検討することはお約束してもいいかと思ひます。

○野間委員 次に、大島つむぎの話もございましてたけれども、輸入品の問題ですね。私も大島つむぎの場合、これについて業界のいろいろな方に聞いてみますと、最近ずっとこの問題を大々的に取り上げて輸入規制を要求しておる。これは保岡委員のほうからも話がありました。これはまさに業界の危急存亡にかかわる重要な問題であります。このような場合、つまり外国からの酷似、類似した輸入品によって業界の存立が脅かされる、こういう場合には、これらの輸入品に対して輸入の規制とかあるいは関税の問題、こういう手段をしてはガツとかいふいろいろな問題がありまして、非常にむずかしい問題があることは私も承知した上で聞いておるわけですが、これらについても審議会の中で積極的に、どうすれば伝統的工芸産業を守れるかという観点から討議し、そしてこれらの明るい展望を出していただきたい、このことも要望したいと思ひますけれども、お答え願ひたいと思ひます。

○森下政府委員 外圧によりまして伝統産業が非常に衰退していく、これは憂慮すべき事態でございまして、このためには関税を含めまして税制の問題、また金融の問題、そしてまた今回御提案いただいたとおりあります伝統的工芸品産業の振興に関する法律、こういう立法によって保護していただきたい、このように思つております。先ほど渡辺先生からも御指摘ございましたけれども、流通との関係、伝統工芸はいわゆる工業でございまして物をつくり出す、その次にはいわゆる商業の流通という点にわたらなければいけない、そういう問題も

あると私は思ひます。だから、この工業から商業にわたる過程において、りっぱにつくられたものがでるだけ報われるような価格で消費者の手に渡らなければいけない。そういうような問題と、それからいま申し上げましたような外国からの非常なダンピング的な輸入によってこれが侵されるというふうな心配もありますので、あわせて保護のためにつとめていきたい、このように思つております。

○野間委員 最後に、自治体に対する援助の問題についてお伺ひをしたいと思います。

事業者団体がこの認定を受けて振興計画を進めようとしても、自治体のほうで何れも受け入れ体制、準備もないといふことでは実効性が乏しいといふことは申し上げるまでもないことであります。また、この産業がその地方に根づいておる地場産業である、こういう点からしても、自治体の援助とかあるいは指導、この体制がどうしても必要になってくるわけでありませう。ところが現段階では、この点についても京都府など一部を除いては、ほとんどのところで実のある施策が行なわれていないといふのが現状なんです。この点で、自治体で積極的な施策を進めるためには、これらに対する財政的な裏づけ、援助がどうしても必要になってくる、これは明らかであります。ところが四十九年度の予算を見ましても、産業振興のために自治体へ援助するといふものが何もないわけでありませう。かえつて指定された事業者団体ができると、自治体における財政の圧迫が生ずる、そういう点から自治体がある程度熱を入れない、こういうこともやはり予測しなければならぬと思ひます。この点において、自治体に対して何らかの形で財源を援助する、こういうことがどうしても必要になってくるわけですが、これをぜひ援助をしてほしい、こういう強い要望も自治体では起こつております。これについて通産省の考え方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 御指摘のとおり、現状では地方自治体に対して積極的な援助措置と申します

か、国からの手を差し伸べてはおりませんが、ただ昨今、自治体としても非常に熱心にこの問題に取り組み姿勢を示してきておられるというのが実情でございます。ただ、地方自治体に対する財政援助等につきましては、これは大蔵当局との関係もございまして、われわれとしても引き続き折衝いたしたい、かように考えております。

○野間委員 ぜひこれは必要です。各地方自治体は、いまのお話にもありましたけれども、かなり熱意を示しておられることなので、この点についてぜひこれが実現するように、われわれ法案をつくった段階でも、そういうことも含めていろいろ討議をしたわけでありまして、ひとつ積極的にお答え願って、私の質問を終わりたいと思いをいたします。

○森下政府委員 御趣旨を体しまして最大努力をいたします。

○野間委員 終わります。

○濱野委員 松尾信人君。

○松尾委員 さきに当委員会が伝統工芸産業の現状視察というのをやりましたわけでありまして、県と業界はこの振興法案に多大の関心を示しまして、一日も早くこの法案の成立を望んでおられる、そういう実感を持って私帰ってきたわけでありまして、それで、この法律実施の前提として、法案の要綱というものをわかりやすく周知徹底せしめる必要がある、このように思っております。これは地方の都道府県、またあるいは業界に対して、ましてそういう必要があると思っておりますけれども、その点についてどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○橋本(利)政府委員 法律が成立いたしました時には、前向きに周知徹底の説明会、あるいはパンフレットの作成等を考えたいと思っております。

○松尾委員 よく教えてあげませんか、これは運営上いろいろ問題が起ります。非常に関心が高いということでありまして、もう自分のところが指定されるのだからというふうな気持ちを持っ

ているわけですよ。ですから、非常にそのような期待も大きいということでありまして、伝統工芸産業とは具体的にどんなものか。これは第二条に指定の基準がございまして。しかし、もっとわかりやすくというか、くだいた、ぱっとわかるというふうなものが必要であろうと思っておりますけれども、これはいかがでしょうか。

○坂川議員 松尾委員にお答えいたしますが、伝統工芸産業というのは、この第二条にその指定要件が書かれておられておりますが、具体的に申し上げると、従来伝統工芸産業というものは何かというはっきりした定義というものはないのであります。ただ、それらの産業の持つ歴史や性格から、大体次のような形態であろうというふうにならわれ考えております。

それは第一は、徳川の末期から明治維新当時にかけて引継がれておられるような歴史的なもの、それから生産は手工業技術が基礎となっておられるもの、製品は生産地の特色を強く持っておられるもの、それから日本文化や地域生活に密着した消費財として生産されておられるもの、労働集約的な家内工業の生産形態を続けておられるもの、また流通関係には保守的な取引経営形態が保持されておられて、中小零細経営でなかなか近代化に順応していかない、さらに地縁性が強い、その地域の地場産業といえますか、地縁性が強く、しかもそれが全国に散在している、それぞれ産地を形成しておいて閉鎖的な傾向を持っておられるものに、内部では分業組織が発達をして、専門化と産地内の総合化が見られる、独自の流通組織と流通業者がある、こういうような特性といえますか、そういうものを持っておられるものの中で、二条の指定基準に合うものを審議会の意見を聞いて通産大臣が指定をするという形になるかと思っております。

それから、先ほどの野間委員のお話の中にもありましたように、この伝統工芸産業というのは、いわばお国自慢の地場産業であります。ですから、これもこの法律が通れば、そういうお国自慢の伝統的な工芸産業をやっている地域では、この

法律の成立を歓迎して、そしてなるべく早く認定を受け、振興計画を立て、この法律の振興の基準に乗っけていこう、こういう形になるだろうと私は期待しておる次第です。

○松尾委員 次は原材料の問題でございますが、どうも現地に参りますと、口をそろえて、原材料がだんだん手に入りなくなつたと言ふ。原料の転換のためのいろいろな開発もやっておりますし、成功した事例もありませんけれども、どうしてもこれが国内では手に入らないというふうなものもありません。たとえば、これは長崎県の例でありますけれども、べっこう材としてのタイマイでございますね、これが資源枯渇を防止する、このように見地から国際条約によりまして、その生体とべっこうの取引が規制されるようになっているわけでありまして、野生動物植物の取引に関する条約、こういうもので規制を受けようとしておられるわけでありまして、この内容がわかりやすい簡便に要領よく説明願いたい。これは政府のほうにお願いしたい。

○橋本(利)政府委員 野生動物植物の取引規制条約につきましては、これが実施に移される場合に、大西洋岸のタイマイの取引につきましては、学術的目的等の例外を除いては実質的に商業的取引は禁止になります。太平洋岸のものにつきましては、輸出の輸出許可があれば商業的取引が認められるということでございます。本邦のタイマイはいままで過半数を大西洋岸から輸入しておりますので、もしこの条約が実施に移される場合には、太平洋岸から全量輸入するといった仕入れ地域の転換をはかる必要があるかと考えます。

○松尾委員 いまお答えがありましたとおり、キューバ、パナマ、これが主要な供給国であります。これが大西洋の地域になるわけですね。でありますから、これをやみくもにとるというふうなことはこの条約の規制にかかると思ふのでありますけれども、この業界の考え方は、それでありまして、むしろ養殖をやろう、タイマイのふ化、養殖技術を開発いたしまして、そして養殖事

業及び放流の事業を推進する必要がある、このように考えまして、いまそういう検討の段階に入っているわけでありまして、それでありますから、こういうふ化を促進する、それで養殖をする、放流をするというふうな事柄がこの条約の規制に触れるのかどうかということが一点と、やみくもにとるのではなく資源をふやす、そしてこちらで必要とするものは養殖する、これはどうですか。

○橋本(利)政府委員 養殖事業は本条約の適用除外対象になっております。

○松尾委員 そうなりますと、これは非常に大々的な調査を必要とするし、この業界だけでそういう事業がはたしてできるかということになりますと、これは非常にむずかしい問題であります。べっこう業界は政府の指導と助成を非常に強く要望しておられるわけでありまして、そういう点から見ますと、そのような天然の資材、原材料、こういうものに対する研究とか助成の予算は、この振興法案の中の予算に組むわけにはまいらないと思ふのであります。農林省等の所管の予算の中にこれを組んでいかないとけないのではないかと、こう思ふのでありますけれども、こういう事業に対する政府の助成に対する考え方とあわせてやろうとするならば、予算的な問題をどのように今後考えていくか、この点いかがでありますか、政府にお願いたします。

○橋本(利)政府委員 一般的に申しまして、伝統的工芸産業で使いたします天然の原材料が不足状態にあるということも大きな問題の一つでございます。したがって、そういう天然の原材料につきましまして実態を調査の上、あるいは状況によりましては賦存状況等も調査いたしまして審議会の場で検討いたしたい。先生御指摘のタイマイの養殖事業につきましてもそういう検討の一環として研究をいたしたい。また、必要があれば関係省庁とも緊密に連絡をとりながら助成の措置も検討いたしたい、かように考えております。

○松尾委員 これは必要があればという段階ではなくて、そのようにしなくてはもう非常に枯渇す

る、こういうわけでありまして、これはしつかり早急に対策を立てられまして、四十九年度の予算でかりに無理とすれば、来年度の予算できちと組んでいくというふうになされるように私は強く要請しておきます。

それから助成措置としての伝統的工芸産業特別貸付制度というふうな制度をつくらうという考えのようでありまして、これは認定を受けた振興計画の主体——協同組合等及びその構成員である事業者に対し、設備、土地、建物その他の施設等取得するために必要な設備資金及び運転資金を貸し付ける、このような内容でありまして、それぞれ国民金融公庫、中小企業金融公庫、合計四十億の財投からの貸し付けワックが設けられておるわけでありまして、それは一応けつこうと思うのであります。いま金融情勢が非常にきびしい、そういう中でまた個人の事業者に例をとりますと、同じ事業をやっておてもその中で格差があるといういろいろなことがありまして、はたしてうまく金が借りられるかどうか、協同組合等であれば比較的スムーズに出るのか、個人業者に對しては非常にきびしい条件で選別されていくのではないかと、いう心配をするわけでありまして、そういう点に對する政府の配慮はどうなっておりますか。

○橋本(利)政府委員 先生がただいま御指摘になつた資金の問題は二つの点を含んでおるかと思ひます。一つは、ここに新しく特別貸付制度を実施したいという四十億の金額の問題と、いま一つは景況の変化に應じましていわゆる年末ないしは年度末金融をどうするか、その二つの問題があるかと存じます。

前者の制度金融につきましては、まず四十九年度は初年度でございますし、それぞれの産地におきまして十全なる振興計画をつくる、あるいは関係の県、市町村が積極的にこれに助成するといったようなことが実を結びまして、いよいよ指定を受け、振興計画を実施するという段階において必要とする金をこの四十億から出そうというわけ

でございますから、初年度といつたしましてはまずまずこの程度で何とかなるのじゃないかろうか。ただ年度末金融的なものにつきましては、これとはまた別途に對策を立てると申しますか、資金措置、金融措置を講じていく必要があると考えております。

○松尾委員 まあ年度末は別に考える。それで案に借りられるかどうか、きびしい選別を受けやしないかというのを私は心配しているわけでありまして、その点を一つお答え願うと同時に、この資金ワックの内容を見ますと、それぞれ両金融公庫も構造改善等のワックのうちからというようになっておるわけでありまして、本来の伝統工芸産業に對する投資ワックはないわけですね。ですから、もともと構造改善等のワックの資金というのがフルに使われてまいりますと、こちらにせつかく設けた資金ワックというものがはたして確保されるのか。もともと事業ワックでありますから、そつちのほうにフルに使われると、こちらのほうにはもうございませんとしようなかっこのなるのじゃないかということをお心配するわけでありまして、どうですか。

○橋本(利)政府委員 まず金融にあたって審査その他の非常にシビアでないかという御趣旨でございますが、これはやはり国の金を貸すわけでございますから、その債権の確保といった立場からの限界は、やはりある程度やむを得ないんじゃないかと思ひますが、ただ必要以上に煩瑣な手続をとるとか、あるいは何度も呼び出しをかけるとかといったような点につきましては、関係の金融機関に對してもわれわれは協力を依頼いたしておきたいと思ひます。

それから第二番目の構造改善等のワックの中であるならばよそで使つてしまふのじゃないかというごもっともな御心配でございますが、こういった点につきましてはわれわれもできるだけ前広に、どの程度の金を必要とするかということとを国民金融公庫なり中小企業金融公庫と密接に連絡をとりながら、少なくともわれわれとしてはここ

にある四十億、三十億と十億でございますが、このワックが他に持つていかれないように、事前によく連絡をとつていきたいと考えております。

○松尾委員 これで終わりでありますけれども、他に持つていかれるというふうなものでなくて、もともとよそのものをこちらである程度流用しようというふうなそういう観点で、私の思うところでは強いのですよ。ですから、伝統工芸のワックなんだというワックはないから、もともとワックが全部いつたらこちらは心配だ、こう言っているわけですから、これをあなたはこちらをとります、確保しますとおっしゃいます、そういうかどうかということですね。いけばけつこうですよ。その一言をお答え願つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 御指摘のとおり、広いワックの中でございまして最小限三十億と十億のワックを確保すると同時に、必要とあらばさらにその他のワックから、構造改善等のワックの中ではございまして、その他の部分から活用するように努力いたしたいと考えております。

○松尾委員 質問を終わります。

○濱野委員長 次回は、来たる三月十二日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時散会

昭和四十九年三月十八日印刷

昭和四十九年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局